

監 査 委 員

31年監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、平成30年度に執行した監査の結果（平成30年9月1日から平成30年11月1日までの間に執行した機関）を次のとおり公表する。

平成31年 1月22日

京都府監査委員 片 山 誠 治  
 同 田 中 健 志  
 同 森 敏 行  
 同 小 林 裕 明

なお、監査執行者は次のとおりである。

監 査 委 員	執 行 期 間
片 山 誠 治	平成30年9月1日～平成30年11月1日
田 中 健 志	平成30年9月1日～平成30年11月1日
森 敏 行	平成30年9月1日～平成30年11月1日
小 林 裕 明	平成30年9月1日～平成30年11月1日

第1 定期監査

平成30年9月1日から平成30年11月1日までの間における定期監査を次のとおり執行した。

1 監査実施機関、監査実施日及び実施方法

平成30年度の監査対象機関のうち、知事部局6箇所、教育委員会4箇所、警察本部4箇所の計14箇所について監査を執行した。その他主要な工事2箇所について、別に工事監査を執行した。

監査の実施方法は、監査対象機関等に出向き、関係書類や事務事業の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取する「実地監査」及び関係書類の提出を求め、これに基づき関係者から説明を聴取する「書面監査」により行った。

また、公金管理の適正化を図るために、特別財務調査として、事前通告なしに所属における現金等の保管状況を知事部局2箇所、教育委員会3箇所の計5箇所実施した。

おって、会計事務に係る月例点検を例月出納検査と併せて実施した。

なお、監査実施機関の名称、監査実施日及び実施方法等は、次表のとおりである。

実施機関名等	監査実施日	実施方法
府立淇陽学校	平成30年9月14日・10月31日	実地監査
府立園部高等学校附属中学校	平成30年9月21日	書面監査
府立園部高等学校	平成30年9月21日	書面監査
府立宮津高等学校	平成30年10月24日	書面監査
府立中丹支援学校	平成30年9月18日	書面監査
亀岡警察署	平成30年9月5日	書面監査
南丹警察署	平成30年9月5日	書面監査
福知山警察署	平成30年10月10日	書面監査
舞鶴警察署	平成30年10月10日	書面監査
南丹広域振興局	平成30年9月5日～7日・10月15日	実地監査
南丹保健所	平成30年9月7日・10月15日	実地監査
南丹土地改良事務所	平成30年9月5日～7日・10月15日	実地監査
南丹農業改良普及センター	平成30年9月5日～7日・10月15日	実地監査
南丹土木事務所	平成30年9月5日～7日・10月15日	実地監査
公営企業管理事務所	平成30年10月16日	特別財務(現金)
農林水産技術センター(畜産センター)	平成30年10月11日	特別財務(現金)
中丹教育局	平成30年10月11日	特別財務(現金)
総合教育センター(北部研修所)	平成30年10月10日	特別財務(現金)

府立聾学校（舞鶴分校）	平成30年10月10日	特別財務（現金）
南丹土木事務所（英サ谷川通常砂防（防災・安全）工事）	平成30年 9月27日	工事監査
中丹東保健所（新築工事（主体工事））	平成30年10月24日	工事監査
例月出納検査（会計事務月例点検）	平成30年 9月25日・28日	-
	平成30年10月26日・31日	-

2 監査執行における重点事項

定期監査は、平成29年度分の財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理について、平成30年度監査計画及び監査実施要綱に基づき、次の重点事項を踏まえ執行した。

とりわけ、京都府の財政状況が極めて厳しい中で、行財政の効率的かつ適正な執行が強く求められていることに鑑み、事務事業の経済性、効率性及び有効性といった視点も踏まえた監査の執行に努めた。

監査における重点事項

- (1) 合規性・正確性視点といった手続面のみならず、内容面にも踏み込んで監査を行い、公金の有効活用等が図られているか等府民目線に立った監査を実施する。
- (2) 現地・現場主義による監査委員審査の充実
- (3) 次の重点項目を設定し、効率的・効果的な監査を実施する。
  - ア 財務事務に係る内部牽制<sup>けんせい</sup>は、適切に機能しているか。
  - イ 契約に係る事務処理は、適正に行われているか。
  - ウ 現金等の管理は、適切に行われているか。

3 監査の結果

監査の結果は以下のとおりである。

(1) 指摘

会計一般	収入	支出	契約	物品	財産	現金	課税	納税	工事	その他	合計
0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1

① 支出

- ・報償費等の支給対象者を誤っている事例が認められた。（特別支援教育課）

(2) 注意

会計一般	収入	支出	契約	物品	財産	現金	課税	納税	工事	その他	合計
0	0	3	4	0	0	1	0	0	0	1	9

① 支出

- ・旅費の誤支給（府立宮津高等学校）
- ・補助金に係る報告事務の不備（南丹広域振興局）
- ・賃金の電算入力誤り（南丹土木事務所）

② 契約

- ・見積書採用決定事務の不備（青少年課）
- ・契約締結事務の遅延（循環型社会推進課）
- ・仕様書の作成不備（南丹広域振興局）
- ・廃棄物情報提供の通知不備（南丹広域振興局）
- ③ 現金
  - ・資金前渡金受払簿の作成不備（総合教育センター）
- ④ その他
  - ・信書送達事務の不備（人権啓発推進室）

第2 財政的援助団体等監査

平成30年 9月 1日から平成30年11月 1日までの間における財政的援助団体等監査を次のとおり執行した。

1 監査実施機関、監査実施日及び実施方法

地方自治法第199条第7項の規定により、府が平成29年度において補助金の交付等をしている団体に対し、その事業が、補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかなどについて実施した。

監査の対象は、①補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金等の財政的援助を行っている団体）、②出資団体（資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体）及び③公の施設の指定管理者の中から抽出により選定した5団体である。

監査の実施方法は、監査対象機関等に出向き、関係書類や事務事業の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取する「実地監査」及び関係書類の提出等を求め、これに基づき関係者から説明を聴取する「書面監査」により行った。

実施機関名等	区分	監査実施日	実施方法
与謝野町商工会	補助	平成30年10月19日	書面監査
学校法人 真宗大谷学園	補助	平成30年10月19日	書面監査
株式会社 舞鶴21	出資	平成30年10月24日	書面監査
京丹波森林組合	補助	平成30年10月25日	書面監査
南丹市商工会	補助	平成30年11月 1日	書面監査

2 監査における調査事項

監査は、監査実施要綱に基づき、次の事項を踏まえて執行した。

監査における調査事項

(1) 全般的調査事項

- ア 補助金等の交付団体については、交付の目的に沿って事業活動がなされているか。
- イ 出資団体については、出資の目的に沿って事業活動が行われているか。また、事業活動や経営内容について改善を要する点はないか。
- ウ 公の施設の管理団体については、効率的で良好

な管理運営が行われているか。

(2) 財務経理に関する事項

ア 会計基準等に基づき適正かつ効果的に経理されているか。

イ 内部牽制（チェック）体制は採られているか。

ウ 経費の支出に係る証拠書類が、適切に保存されているか。

エ 契約方法や事務処理について、改善を要する点はないか。

オ 決算に係る計数は、決算書等の所定の項目に沿って表示されているか。

3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

補助金等に係る事業、事業運営に係る事業は、いずれも所期の目的に沿って執行されていた。